

# 基金情報

No.153 平成26年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

## 平成26年度・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)		
事業所数(件)	217	0	年金調定額(円)	877,287,466		
加入員数(人)	男子	4,190	年金掛金	868,257,066		
	女子	2,093	取納額(円)	868,257,066		
	計	6,283	取納率	98.97%		
平均標準給与月額(円)	男子	340,194	2,110	事務費掛金調定額(円)	19,193,500	
	女子	233,047	-119	資産運用	信託資産額(時価)	294億4,072万円
	計	304,501	1,473	修正総合利回り	6.70%	
受給者数(人)	6,449	22	慶弔金の支給件数・金額	36件54万円		
平均年金額(円)	525,958	-92	年金相談件数	363件		

### 適用関係 【年金事務所】資格取得届提出時の取り扱いについて

日本年金機構では、平成26年10月より個人番号の導入に向け、新規に基礎年金番号を付番する際、住民票コードを収録することになりました。このため、「資格取得届」を提出する際に、事業主の方において基礎年金番号が確認できない場合は、資格取得届に「住民票上の住所の記入」が必要となりました。

- (\*) 基礎年金番号は、原則として日本に住所を有する20歳以上の方であればお持ちになっています
- (\*) 年金事務所にて本人確認ができなかった場合、資格取得届が返されることがありますのでご注意ください

- (1) 新規に被保険者となる方
- ↓
- (2) 基礎年金番号が確認できる
- ↓
- (3) 資格取得届に基礎年金番号を必ず記入して提出

- (1) 新規に被保険者となる方
- ↓
- (2) 基礎年金番号が確認できない  
(持ったことがない・持っているが不明)
- ↓
- (3) 運転免許証などの写真付きのものにより本人確認を行う(住民基本台帳カード・パスポート・在留カードなど)

#### 基金への届出について

国と基金への届出は必ず同じ内容となるよう届出してください。

基礎年金番号が確認できる方は、年金事務所と同じ基礎年金番号を記入してご提出ください。(基礎年金番号の訂正などあった場合は、必ず基金へご連絡ください)

基礎年金番号が確認できない方は、基礎年金番号欄は空欄で結構です。その後、基金より「128条その2」の届出をお送りしますので、その届出にて年金事務所にて付番された基礎年金番号を記入し、ご提出ください。

- (4-1) 住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がない場合は、資格取得届の「被保険者住所欄」に住民票上の住所を記入し提出(基礎年金番号を持っているが不明の方は、取得届に「年金手帳再交付申請書」を添えて提出)
- (4-2) 住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある場合は、資格取得届の「被保険者住所欄」には郵便物の届く住所を記入し、「備考欄」に住民票上の住所を記入し提出(基礎年金番号を持っているが不明の方は、取得届に「年金手帳再交付申請書」を添えて提出)

### 適用関係 【年金事務所】資格取得届提出時のローマ字氏名届の提出について

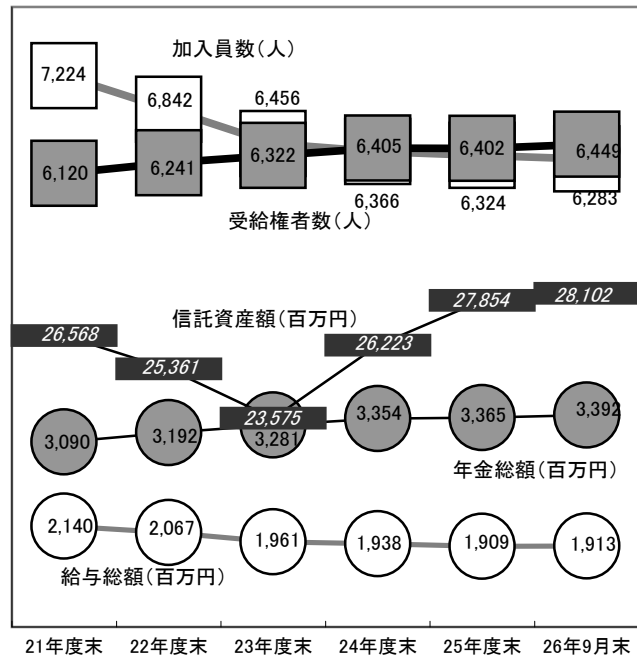
日本年金機構では、平成26年10月より外国籍の方の「資格取得届」を提出する際には、「ローマ字氏名届」を添えて提出することが必要となりました。(「資格取得届」+「ローマ字氏名届」(外国国籍の方について原則全員提出)。届書につきましては、管轄の年金事務所へお問い合わせください)

- 届出には在留カード・住民票の写しなどに記載されている氏名を記入
- 届出後も年金機構から送付される通知書などはカナ氏名で表示

#### 基金への届出について

年金事務所へ提出する取得届と同じ内容のローマ字(フリガナ)にて届出ください。その際、年金事務所へ提出する「ローマ字氏名届」の写しを基金へ提出する取得届に添付してご提出くださいますようお願いいたします。

主要事業の推移



【慶弔金の種類】

- ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)
  - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
  - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
  - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。  
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。  
 <口座振替銀行>  
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。  
 詳しくは当基金までお問合せください。

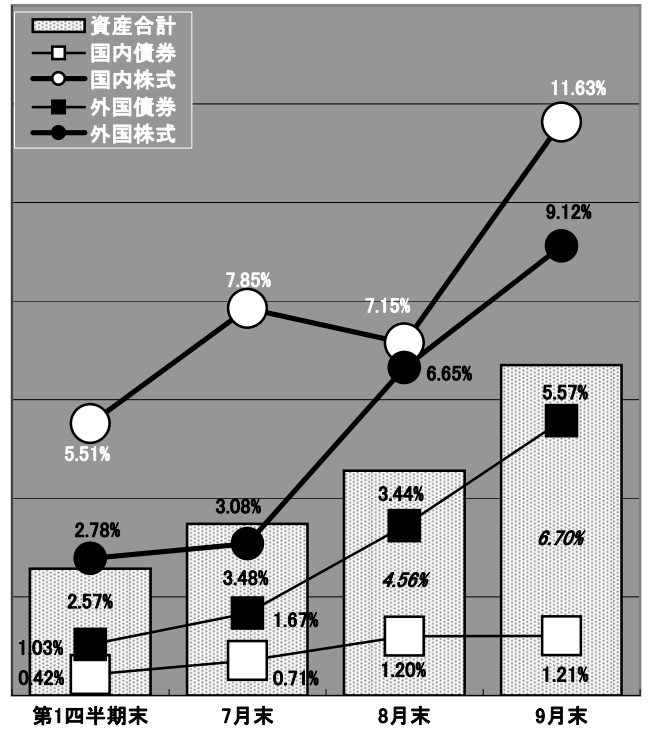
\* 10月分の掛金納入期限は、平成26年12月1日となりますので、ご協力お願いいたします。

11月の予定

14日 告知書(10月分)発送

※ 11月分の適用関係書類の〆切は12月8日です。

年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成26年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮の方お願いいたします  
**ホームページでもご覧いただけます**  
 当「基金情報」をホームページに掲載しています  
 創刊号から直近号までご覧いただけます  
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日